

● 沿 革

- 明治 32 年 耕地整理法が制定
県内各地に耕地整理組合が設立され、耕地整理事業が行われるようになる。
- 昭和 2 年 広島県耕地協会が設立
協会は、技術職員を確保して、会員の技術的援助、指導を行うようになる。
- 昭和 24 年 耕地整理法と水利組合法に代わり土地改良法が制定
- 昭和 26 年 土地改良法の制定に伴い社団法人広島県耕地協会に改称
- 昭和 32 年 土地改良法が改正
- 昭和 33 年 広島県土地改良事業団体連合会が設立
設立認可 昭和 33 年 9 月 16 日
農林省指令 33 農地第 3343 号（土地改良法第 111 条の 13 第 2 項）
登記 昭和 33 年 10 月 13 日

● 目 的

土地改良事業を行う者（市町・土地改良区など）の協同組織により、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、共同の利益を増進することを目的としています。

（土地改良法第 111 条の 2）（定款第 1 条）

● 性 格

- 土地改良事業団体連合会は、土地改良法第 111 条の 3 に定められた法人です。
- 会員となる市町村が発起人となって設立された会員組織です。
- 法人税法第 2 条第 6 項、所得税法第 11 条第 1 項、印紙税法第 5 条第 2 号により非課税団体です。

● 事 業

- 会員等の行う農業農村整備事業に関する技術的な支援や協力
- 農業農村整備事業に関する啓発及び情報の提供
- 農業農村整備事業に関する調査及び研究
- 農業農村整備事業の推進のための活動等

「農業農村整備事業」とは、
ほ場整備やかんがい排水事業などの土地改良法に基づく土地改良事業と
農業集落排水事業などの農村環境を守る事業の総称です。

徽 章



意 匠

1. 団結と相互扶助（三矢訓）
2. 事業部門の躍進（設計・換地・測量）
3. 基礎の確立（三脚）